■確定拠出年金定期貯金規定

1 確定拠出年金定期貯金

確定拠出年金定期貯金(以下「この貯金」といいます。)は、企業型年金の資産管理機関(次条第3項及び第4項並びに第3条第2項において「資産管理機関」といいます。)又は国民年金基金連合会若しくはその委託を受けて積立金の管理に関する事務を行う者(次条第3項及び第4項並びに第3条第2項において「連合会等」といいます。)が、確定拠出年金法(第3条第2項において「法」といいます。)に定める運用の方法としてのみ預入することができる定期貯金です。

2 預入金額等

- (1) この貯金の1口の預入金額は、1,000円とします。
- (2) この貯金は、定期貯金規定第4条(継続預入の取扱い)の取扱いをするもの(預入期間が1年、3年又は4年のものに限ります。)に限ります。
- (3) この貯金の預入及び払戻し等の一切の取扱い(次項において「一切の取扱い」といいます。)は、資産管理機関又は連合会等に対してのみ行います。
- (4) この貯金の一切の取扱いは、資産管理機関、連合会等又は記録関連運営管理機関が当行に送付する運用の方法についての契約の締結、変更又は解除その他必要な措置に関する情報に基づき行います。この場合、当行は通帳、払戻請求書、印鑑等の提出を受けることなく、すべて当行所定の方法により手続を行うものとします。

3 証書保管の取扱い

- (1) この貯金については、貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管の うえ、当行所定の方法により保管証(貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。次項 において同じとします。)を発行しこれを預金者に交付します。
- (2) 保管証は、一の資産管理機関又は連合会等につき一に限るものとし、この貯金以外 に資産管理機関又は連合会等が法に定める運用の方法としてのみ預入することがで きる他の貯金をした場合における保管証は、既に発行した保管証と同一とします。こ の場合において、既に発行した保管証を提出してください。

4 規定の適用

この貯金には、この規定のほか、「定期貯金規定」(第7条(継続回数の上限)を除きます。)が適用されます。ただし、定期貯金規定第11条(利子)第5項の適用については、同項中「利子の金額」とあるのは「利子の金額(同時に預入された2口以上のこの貯金(預入期間が同じものに限ります。)の払渡しを同時に行うときは、一の貯金ごとに計算した金額の合計額)」とします。また、定期貯金規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

5 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由がある と認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方 法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附則

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。